

# 「訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(愛知県指定 第 2375300049 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象者となります。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. サービス実施の記録について	10
8. 虐待防止について	10
9. 衛生管理等について	10
10. 業務継続計画の策定等について	10
11. 暴言・暴行・ハラスメントについて	11
12. 身体拘束の禁止について	11
13. 苦情の受付について	11
14. 事故発生時・緊急時等における対応方法	12
15. 秘密保持について	12
16. 第三者による評価の実施状況	12
17. 損害賠償保険への加入	12

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 扶桑町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 愛知県丹羽郡扶桑町大字齊藤字榎 230 番地
- (3) 電話番号 0587-93-4300
- (4) 代表者氏名 会長 近藤 五四生
- (5) 設立年月 昭和 60 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成 11 年 9 月 28 日指定  
愛知県指定第 2375300049 号  
・平成 30 年 4 月 1 日指定  
扶桑町指定第 2375300049 号  
(基準型訪問介護サービス)
- (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 扶桑町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 愛知県丹羽郡扶桑町大字齊藤字榎 230 番地
- (5) 電話番号 0587-93-9290
- (6) 事業所長（管理者）氏名 近藤 勝哉
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1・利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
  - 2・事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 丹羽郡扶桑町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝日、12月29日から1月3日を除く）
受付時間	午前8:30～午後5:15
サービス提供時間帯	午前8:30～午後5:15

利用者からの要望によりサービスは24時間対応します。※訪問型サービスAは除く。

電話等により24時間常時連絡が可能です。

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名			名	事務局長兼務
2. サービス提供責任者 訪問事業責任者	1名	1名		名	
3. 訪問介護員	1名	9名		名	登録ヘルパー8名含む
(1) 介護福祉士	1名	5名			
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者		5名			
(4) 訪問介護養成研修3級 (ヘルパー3級) 課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第9条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割から7割）が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要と利用料金>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○身体介護<br/>入浴・排泄・食事・身体整容・更衣・体位変換・移乗・移動・通院・外出・自立支援の為の見守り・特別な調理（きざみ食等）等の介護を行います。</li><li>○生活援助<br/>調理・洗濯・掃除・買い物・ベットメイク・衣類の整理・被服の補修・薬の受け取り等日常生活上の世話をします。</li><li>○基本サービス<br/>健康チェック・環境整備（換気、室温等）・相談援助・情報提供を行います。</li></ul> |
|--|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ① 身体介護

##### ○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

##### ○排せつ介助

…排泄の介助、おむつ交換を行います。

##### ○食事介助

…食事の介助を行います。

##### ○体位変換

…体位の変換を行います。

##### ○通院介助

…通院の介助を行います。

## ② 生活援助

### ○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

### ○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

### ○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

### ○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

### <サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は別紙のとおりです。なお、介護保険負担割合証に応じて自己負担額は変わります。

### <その他の利用料>

- ・ 初回加算・・・200 単位  
訪問介護サービスを始めて利用する月のみ初回手数料として 200 単位が加算されます。  
ただし、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に限る。
- ・ 緊急時訪問介護加算・・・100 単位/回  
ご契約者又は家族等からの依頼を受け、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、1 回につき 100 円の利用料が発生します。
- ・ 生活機能向上連携加算・・・100 単位/月（利用条件有り）
- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ・・・1 ヶ月あたりの総単位数×14.5%

☆利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

\* 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ・ 強い拘縮がある方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間以上で 30分増す毎に
身体介護	2,807円	4,451円	6,503円	939円

	20分以上 45分未満	45分以上 60分未満
生活援助	2,052円	2,532円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

② その他のサービス

○行政手続きの代行      利用料金： 無料

(3) 交通費（契約書第9条参照）

当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- 1・扶桑町から片道おおむね1キロメートル未満      (無料)
- 2・扶桑町から片道おおむね1キロメートル以上      1回の訪問あたり100円

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み 金融機関：十六銀行 扶桑支店 普通預金 No.8502506	ウ. 現金払い
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし	

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 10 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

#### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第 7 条参照）

#### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

## ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

## ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## ④事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

(1) 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により訪問介護サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して、当該サービスを提供すべき義務を負いません。

(2) 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既の実施したサービスについては所定のサービス利用料金を請求できるものとしします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては利用日数に基づいて計算した額としします。

## (4) サービス内容の変更（契約書第 11 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 15 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 7. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、訪問介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

## 8. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生時又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を行います。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回程度開催し、その結果について従業者に周知徹底を図り、指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

## 9. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を行います。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図り、指針を整備しています。
- (2) 従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施しています。

## 10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を行います。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

### 1 1. 暴言・暴行・ハラスメントについて

事業所は、暴言・暴行・ハラスメントに対するため、次に掲げる措置を行います。

- (1) 従業者に対する暴言・暴行・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 暴言・暴行・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、契約を解除するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

### 1 2. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ説明をし、同意を得るとともに、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 1 3. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

#### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（苦情解決責任者）近藤 勝哉 （担当者）高木 達也
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 電話番号：0587-93-9290  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
土、日、祝日及び営業時間以外の時間についても電話での相談を受け付けます。

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

扶桑町役場 長寿介護課	所在地：愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地 電話番号：0587-93-1111 F A X：0587-93-2034 受付時間：月～金（12 月 29 日～1 月 3 日及び祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室	所在地：愛知県名古屋市東区泉 1 丁目 6-5 電話番号：052-971-4165 受付時間：月～金（12 月 29 日～1 月 3 日及び祝日を除く） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
愛知県社会福祉協議会	所在地：愛知県名古屋市東区白壁 1 丁目 50 番地 電話番号：052-212-5515 F A X：052-212-5514 受付時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

#### 14. 事故発生時・緊急時等における対応方法

事故発生時の対応マニュアルに基づいて適正に処理します。

- (1) 従業者は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変や事故、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や当該利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対する訪問介護のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 15. 秘密保持について

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

#### 16. 第三者による評価の実施状況

【 実施の有無	…	有	・	<input checked="" type="radio"/> 無	】
【 実施年月日	…	年		月	日
【 実施評価機関名	…				】
【 評価結果の開示	…	有	・	無	】

#### 17. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 愛知支店 愛知第一支社
- ・ 保険名 福祉ふれあい活動総合補償

年 月 日

利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
扶桑町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

説明者 氏名 高木 達也

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 扶桑町大字 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者 住所 扶桑町大字 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_

署名代行者 氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 本人との関係 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。